

# 高度技術化人材確保・育成支援業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領

## 1. 業務の実施背景

山口市は、岐阜県とともに地域未来投資促進法に基づく基本計画を策定しており、地域の特性を生かして、市内の水栓バルブ製造の産業集積を活用した成長ものづくり分野を支援していくこととしている。

平成29年から令和元年度までの3年間にわたり、地方創生推進交付金を活用し、生産性向上を目的として、市内の水栓バルブ産業界及び各事業者の分析を実施したことや、将来性向上を目的として、新商品開発セミナーの実施、展示会の出展補助やPR冊子の作成等による外部への情報発信を行ってきたことにより、市内の水栓バルブ産業の認知度が向上し、新たな顧客獲得に繋げることができた。

その中で、水栓バルブ産業のさらなる発展のために、販路拡大を視野に入れた市場動向について調査したところ、国内においては、住宅設備機器の市場縮小が予想され、海外においては、製品に含まれる化学物質に対する規制対応が必要となるといった問題が浮き彫りとなり、基本計画の目標である付加価値創出額を達成するためには、新たな課題（市場開拓、環境規制）に対応する必要があると認識した。

市内の水栓バルブ関連事業者がこの課題に対応するためには、商品開発・生産・情報管理・広報・販売をはじめとする様々な技術が必要とされるため、水栓バルブ委員会を中心に、市場開拓・環境規制の課題に対応できる高度な技術を有した人材の確保・育成を目指す。

## 2. 業務概要

山口市の基幹産業である水栓バルブ関連産業において、国内における市場縮小の予想と、海外における高い規制値への対応といった問題に対応するために、技術高度化に対応できる人材の確保・育成支援事業を行う。また、市内の水栓バルブ業界において、環境規制に対して重点的に対応するため、勉強会等も実施する。

当業務は、地方創生推進交付金を活用した「水栓バルブ発祥の地・山県の水栓バルブ製造業市場開拓支援事業（事業年度 令和2年度～令和4年度）」として実施するものである。この事業は、将来の成長を見据えた新分野・海外を含む新地域への市場開拓、環境規制への対応、人材確保・育成への対応の3項目を柱に実施している。なお、交付対象事業における重要業績評価指標（KPI）は次のとおりであり、当業務実施により、技術高度化（新規市場開拓・環境規制）に対応するために必要な技術を有した人材の採用者数の増加を目指す。

重要業績評価指標	令和2年度 増加分	令和3年度 増加分	令和4年度 増加分
技術高度化（新規市場開拓・環境規制）に対応するために必要な技術を有した人材の採用者数（人）	5	5	5
地域経済牽引事業付加価値創出額（千円）	0	140,000	140,000
環境規制および新分野展開に向けたソフト・ハード対策を実施した企業数（社）	5	11	11

- (1) 業務名称 高度技術化人材確保・育成支援業務委託
- (2) 委託期間 契約締結の日から令和5年2月28日（火）まで
- (3) 業務内容 別添「高度技術化人材確保・育成支援業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）」の内容に基づいた業務
- (4) 業務規模 7,000千円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）を上限とする。
- (5) 実施形式 公募型プロポーザル方式により総合的に評価し、当該契約の相手方として最も適した者を選定する。
- (6) 支払方法 業務が完了し、検査が終わった後の全額一括払いとする。

### 3. 参加資格要件

参加資格要件は、次に掲げるすべての条件に該当するものとする。

- (1) 山県市の入札参加資格者名簿に業者登録していること。
- (2) 地方公共団体等が発注する事業を受託した実績があること。ただし、本業務の履行が確実と見込まれる場合はこの限りではない。
- (3) 仕様書に定める業務について業務遂行能力を有し、適正な実施体制を有する者及び山県市の指示に柔軟に対応できること。
- (4) 業務内容について守秘義務を遵守できること。
- (5) 国税及び地方税に未納がないこと又は納税義務がない旨及びその理由を証明すること。
- (6) 暴力団その他反社会的団体でないこと。

### 4. 応募者の失格

応募者が次の事項に該当すると山県市が判断した場合は失格とする。ただし、山県市がやむを得ない事情があると認めた場合は、この限りではない。

- (1) 本要領を遵守しない場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載をした場合
- (3) 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- (4) 参加資格要件を欠いていることが判明した場合
- (5) その他応募者の失格事項に相当するものと、山県市が判断した場合

### 5. 実施スケジュール

- (1) 募集要領の配布 令和4年4月22日（金）
- (2) 質問の受付期間 令和4年4月29日（金）午後5時まで  
所定の質問書に記入の上、Eメールの件名を「プロポーザル質問（〇〇（法人名）」として「10. 担当事務局」あてに送信すること。質問への回答は、ホームページ上（本要領を掲載している画面と同一画面上）に随時掲載する。
- (3) 企画提案書等応募書類提出期限 令和4年5月9日（月）午後5時まで  
「10. 担当事務局」へ郵送（必着）または持参すること。
- (4) 1次審査（書類審査）  
応募者多数の場合は書類審査を1次審査とし、2次審査のプレゼンテーション審査を受けることができる業者を選定することがある。
- (5) 2次審査（プレゼンテーション）  
令和4年5月16日（月）（予定）  
1応募者30分程度（説明20分、質疑10分）のプレゼンテーションを実施する。出席者は、1応募者2名以内とする。

(6) 選定結果通知

各応募者に文書で通知する。

6. 企画提案書等応募書類（様式等）

(1) 企画提案書等の提出について（様式1）

(2) 会社概要（任意様式）

経歴、事業概要について簡潔に記載すること（パンフレット等の会社概要で代用することも可とする。）。

(3) 企画提案書（任意様式）

次の事項について提案、意見すること。なお、項目ごとに、なるべく具体的な数値を記述するようにし、可能な限り数値目標を記載するようにすること。様式は、任意とするが、日本工業規格A4判縦型に横書き（長辺綴じ）、文字サイズは12ポイントを基本とする。

①高度技術化人材確保業務

市内の水栓バルブ業界における市場開拓や環境規制対応といった課題に対応するため、高度な技術をもった人材の確保を支援する業務。

②高度技術化人材育成業務

市内の水栓バルブ業界における市場開拓や環境規制対応といった課題に対応するため、水栓バルブ事業者における従業員の技術力の高度化を支援する業務。

③環境規制対応勉強会等の開催

環境規制に対応するために、専門家などによる勉強会等を実施する業務。

④その他効果的な提案事項

(4) 業務実施体制（様式2）

業務を受託した場合の体制、担当予定者の氏名、主な資格、業務の分担内容等について記載すること。1枚に記載しきれない場合は複数枚可。様式の記載項目を網羅しているのであれば、任意様式でも可。

(5) 業務実績（任意様式）

主担当者及び副担当者が、地方公共団体の発注する同種・類似の業務を実施した実績（業務名、発注者名、履行期間、履行内容）を記載すること。

(6) 見積書・積算内訳書（任意様式）

(7) その他参考資料（任意様式）

- ・業務工程表
- ・参加者が過去に行った類似事業のうち、高い自己評価を行っている実績についての成果、特色等を記載したもの。

※ 上記（1）～（7）を1つに綴じ、8部（正本1部、副本7部）を提出すること。

7. 企画提案書等応募書類の取扱い等について

(1) 提出された企画提案書等応募書類は、一切返却しない。

(2) 企画提案書等の権利は応募者に帰属する。ただし、選定された事業者の企画提案書等

の権利は山県市に帰属する。

- (3) 選定された事業者の企画提案書等応募書類は、公開の対象とする。選定されなかった事業者の企画提案関係書類は、事業者名をはじめ原則、非公開とする。ただし、市情報公開条例その他の法令で規定があるときは、当該規定が優先されるものとする。
- (4) この募集に伴い、プロポーザル応募に要した費用は応募者の負担とする。

## 8. 審査

### (1) 1次審査

提出された企画提案書等応募書類により審査する。

### (2) 2次審査

- ①審査は山県市職員等で組織する選定会議において、プレゼンテーション、質疑応答の内容を総合的に評価し選定する。
- ②別添「審査表」に基づき各選定委員が採点を行い、評価点数の総合計が最高得点の応募者を契約候補者として選定する。
- ③新たな資料の提出は不可とし、提出した企画提案書等応募書類に基づきプレゼンテーションすること。なお、プレゼンテーションソフトでの説明等プロジェクターの使用を希望する場合は、必ず企画提案書等応募書類受付時に申し出ること。

### (3) 選定結果

各応募者に文書で通知する。なお、審査及び選定結果についての異議申立等は認めない。

## 9. 契約の締結

審査の結果、選定された事業者を本業務にかかる随意契約の契約候補者として、山県市契約規則（平成15年山県市規則第44号）に準じ、契約を締結するものとする。また、山県市が行う契約から暴力団排除に関する措置要綱（平成22年山県市訓令甲第13号）を適用するものとする。なお、契約金額については市と選定された事業者と内容を協議した上、正式な見積書を提出すること。

## 10. 担当事務局

〒501-2192 山県市高木1000番地1

山県市まちづくり・企業支援課（市役所2階）

電話：0581-22-6831

FAX：0581-22-2118

E-mail：[machi@city.gifu-yamagata.lg.jp](mailto:machi@city.gifu-yamagata.lg.jp)

# 高度技術化人材確保・育成支援業務委託仕様書

本仕様書は、当該業務に関して基本的事項を提示したものであり、その他必要と考えられるものについては適宜提案すること。

## 1. 目的

山根市の基幹産業である水栓バルブ関連産業において、国内における市場縮小の予想と、海外における高い規制値への対応といった問題に対応するために、高度技術化に対応できる人材の確保・育成支援事業を行う。

また、市内の水栓バルブ業界において、環境規制に対して重点的に対応するため、勉強会等も実施する。

## 2. 履行場所

山根市及び山根市が指定する場所

## 3. 委託期間

契約締結の日から令和5年2月28日（火）まで

## 4. 業務内容

### (1) 高度技術化人材確保業務

市内の水栓バルブ業界における市場開拓や環境規制対応といった課題に対応するため、高度な技術をもった人材の確保を支援する業務。

### (2) 高度技術化人材育成業務

市内の水栓バルブ業界における市場開拓や環境規制対応といった課題に対応するため、水栓バルブ事業者における従業員の技術力の高度化を支援する業務。

### (3) 環境規制対応勉強会等の開催

環境規制に対応するために、専門家などによる勉強会等を実施する業務。

### (4) その他効果的な提案事項

## 5. 組織体制等

本業務の効率的運営のため、主担当者を置き、副担当者を筆頭に指示系統を明確にすること。

## 6. 業務の実効性確保

(1) 本業務の実施に関して、山根市の指示に誠意をもって適正に対応すると共に、業務の円滑な実施に務めること。

(2) 受注者は、契約締結後に事業計画を作成し、山根市と綿密な打ち合わせ、進捗に応じてその都度必要な情報提供を行うなど、本業務を適正に執行すること。

(3) 受注者は本業務の実施に当たり、適宜受注した業務名を明示して行うこと。

## 7. 成果物

- (1) 成果物は、業務委託期間内に次のものを提出すること。
  - ・各種活動実績報告書、打ち合せ資料及び議事録
  - ・事業結果報告書、分析資料及び次年度以降の提案書
  - ・その他発注者が必要とするもの
- (2) その他留意事項
  - ・受注者は、事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備えると共に、証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を事業の完了の日に属する年度終了後5年間保管しなければならない。
  - ・本業務において作成した成果物及び策定段階におけるデータ等に関する権利並びに著作物等に関する一切の権利は山県市に帰属する。
  - ・業務終了後、成果物に誤り等が認められた場合には、受注者の責任において速やかにその誤りを訂正しなければならない。
  - ・岐阜県が公表する「コロナ社会を生き抜く行動指針」等を参考に新型コロナウイルス感染症対策を十分講じること。

## 8. 守秘義務

- (1) 受注者は、本事業を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

## 9. 個人情報の取扱いについて

- (1) 業務上知り得た個人情報や法人情報は、受注者の責任において厳重に管理すると共に、他の目的への転用等は絶対に行わないこと。
- (2) 受注者は事業実施にあたり、収集する個人情報及び法人情報について、山県市に情報提供することを事前に説明し同意を得ること。
- (3) 事業実施にあたり収集した個人情報や法人情報は山県市に帰属するものとし、山県市の指示に従い提供を行うこと。
- (4) ここに定めのないことについては、別紙「個人情報取扱特記事項」に定める。

## 10. その他実施上の留意点

- (1) 本事業の実施に必用な法的手続きに適切に対応すること。
- (2) 本仕様書に定めがない事項及び業務実施中に生じた疑義は、山県市と受注者双方による協議のうえ決定する。